

一宮市複合施設等入居事業者休業協力支援金 チェックシート

(このチェックシートは、申請書と一緒に提出をお願いします。)

必要書類及び記載内容の確認				申請者 チェック欄 ✓	市 確認欄 ✓
一宮市複合商業施設等入居事業者休業協力支援金交付申請書（請求書） 【様式第1号】				□原本提出	□原本提出
1 申請者欄					
<p><b>営業活動を行っていることが分かる書類</b>↓  <b>直近の確定申告書（個人：所得税、法人：法人税（原則、税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの））</b>                      ※原則、税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるものとし、受付印がない場合は以下の申告書一式を提出してください。                      ◆個人：青色申告の場合「確定申告書B第一表・第二表、青色申告決算書」、白色申告の場合「確定申告書B第一表・第二表、収支内訳書」                      ◆法人：「法人税申告書の別表（全て）、法人税事業概況説明書」                      ※個人の場合はマイナンバーを黒く塗りつぶすなどとして提出してください。                      ※申告書に業種や資本金の額の記載がない場合は、業種や資本金の額が分かる書類を追加で添付してください。                      （例）個人：開業届、法人：定款又は登記簿謄本（履歴事項証明書）等                      ※他県に本店がある法人については、愛知県内の主たる事業所の所在地がわかる書類を追加で添付してください。                      （例）法人県民税・事業税・地方法人事業税・地方法人特別税の確定申告書 等                      ※設立後、申告時期を迎えていない等の事由により確定申告書が提出できない場合は、営業実態が分かる以下の書類（a、bは必ず添付すること）を提出してください。                      a 個人事業の開業届又は法人の設立届（原則、税務署の受付印のあるもの）                      b 令和2年1月以降から直近までの月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿 等）                      c その他営業実態が確認できる書類                      （例）定款、登記簿謄本（履歴事項証明書）、賃貸借契約書、納税証明書（事業税・事業所税）等</p>				□写し提出	□写し提出
業種にかかる営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類 （例）飲食店営業許可、旅館業許可、古物営業許可、風俗営業許可・届出 等				□写し提出	□写し提出
複合商業施設等入居事業者がわかる書類 （例）契約書写し 等				□写し提出	□写し提出
申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真 ※令和2年4月10日以降記録されたものに限る				□写し提出	□写し提出
本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）※個人事業主の場合のみ				□写し提出	□写し提出
確認項目	法人	個人事業主等	確認内容		
法人番号	○	○	法人番号は記載されていますか。		
本店所在地（住所）	○	○	法人：登記上の本店所在地 個人事業主等：納税地（住所）が記載されていますか。		
資本金の額	○	○	下記の中小企業基本法の定義の資本金以下ですか。		
従業員数	○	○	下記の中小企業基本法の定義の従業員数以下ですか。 （資本金とどちらかでOK）		
複合商業施設等内の主たる事業所	○	○	申請書裏面のうち、※1の施設コードは記載されていますか。		
2 該当する交付要件欄					
休業の状況が分かる書類⇒休業の告知、通知（例）テナントとして入居している施設等の運営者・管理者からの休業要請通知 等				□写し提出	□写し提出
休業した期間	○	○	要請協力期間中、すべて休業しましたか。		
入居する複合商業施設等	○	○	申請書裏面※2に記載のある種類の施設ですか。		
4 振込先口座					
振込先口座が分かる書類⇒振込先口座番号が分かる通帳又はキャッシュカードの写し				□写し提出	□写し提出
口座名義	○	○	口座名義は申請者と同じですか。		
	○	○	フリガナは記載されていますか。		
別紙 県内に所在する施設・店舗一覧				□原本提出	□原本提出
	○	○	県内に所在する施設はすべて記載されていますか。		
一宮市複合商業施設等入居事業者休業協力支援金の申請に関する誓約書 【様式第2号】				□原本提出	□原本提出

中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※申請書や添付書類は必ず控えをとり保管してください。